

かめやま

2018 JUL
7 / 16
No.311

お知らせ版

主な内容

医療保険制度のお知らせ	2
暮らしの情報	8
一次救急当番医(8月)	16



第3分団(亀山地区南部)



第3分団(屋生地区)



女性分団



第9分団(関地区中央)



第6分団(白川地区)



第5分団(野登地区)



第10分団(関地区周辺)



第4分団(川崎地区)



第2分団(神辺地区)



第11分団(飯下地区)



第1分団(亀山地区北部)



第1・2分団(加太地区)



第7分団(井田川地区)

自分たちの地域は、
自分たちで守る!

消防団

消防団員の技術向上と士気高揚を目的に「第14回亀山市消防操法大会」を開催(市内12分団と女性分団が出場)。火災発生などのいざというときに、スムーズな消防活動ができるための日々の訓練の成果を披露しました。[7月1日(日)北東分署]

後期高齢者医療制度

対象となる人(被保険者)

- ① 75歳以上の人
※ 75歳の誕生日から対象
- ② 65歳以上で一定の障がいがあり、申請により三重県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

【後期高齢者医療制度のポイント】

- 医療機関窓口での負担割合は原則として1割、現役並み所得者は3割
- 資格取得日をもって国民健康保険や被用者保険などから移行
- 保険料は所得などにより異なり、原則として年金からの天引き
- 制度の運営は三重県後期高齢者医療広域連合が行う
- 申請書受付や保険証交付等の業務、保険料の徴収などは市が行う



8月から使える被保険者証を送付します

ピンク色から
若草色に変わります

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	99999999	平成31年 7月31日
住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
ミエ タロウ	性別	男
氏名	三重 太郎	
生年月日	昭和 年 月 日	発効期日
資格取得日	平成 年 月 日	交付日
一部負担金の割合	〇割	
保険者番号	39249999	印
保険者名	三重県後期高齢者医療広域連合	

被保険者証 見本

- 被保険者1人に1枚、若草色の被保険者証を交付します。
- 毎年8月の更新とし、7月下旬に新しい被保険者証を三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留で送付します。

<ご利用にあたって>

- ・8月1日(水)以降、医療機関や薬局の窓口では、新しい被保険者証(若草色)を提示してください。
- ・紛失したり、汚したり、記載内容に変更があったりしたときは、速やかに次の部署へ届け出て再交付を受けてください。
 - ▷市民課医療年金グループ(市役所)
 - ▷地域観光課地域サービスグループ(関支所)

平成30年度保険料額決定通知書を送付します

- 保険料は、被保険者一人ひとりに対して保険料を算定して賦課します。
- 7月中旬に「保険料額決定通知書」を市から送付します。

<年間保険料の算出方法>

- 保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計で算出します。
- ・「均等割額」…被保険者全員が均等に負担(一律42,965円)
 - ・「所得割額」…被保険者の所得(平成29年分)に応じて負担

均等割額
42,965円

+

所得割額
(前年の総所得 - 33万円) × 8.86%

=

一人あたりの保険料(年額)
(上限62万円)

保険料の軽減措置があります

<所得の低い世帯に属する人に対する軽減>

▼均等割額の軽減

所得の合計が以下の金額の世帯 (同一世帯の被保険者と世帯主)	軽減割合	軽減後の保険料 (年額)
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が 80万円以下(そのほかの各種所得がない)	9割	4,296円
33万円以下	8.5割	6,444円
(33万円+被保険者の数×27.5万円)以下	5割	21,482円
(33万円+被保険者の数×50万円)以下	2割	34,372円

▼所得割額の軽減

※世帯間の負担の公平を図るため、平成29年度から段階的に見直され、平成30年度より廃止されました。

<被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減>

・資格取得日の前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

※所得の低い世帯に属する人に対する軽減(9割または8.5割軽減)に該当する人はそちらを優先して適用

※被用者保険とは、企業の健康保険組合による健康保険、公務員の共済組合などをいい、市町国民健康保険、国民健康保険組合を含まない。

忘れずに保険料を納付しましょう

○原則として、年金からの天引き(特別徴収)となります。

<特別徴収の納期>

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
4月	6月	8月	10月	12月	2月

○年金の受給額が年額18万円未満など、一定の基準により特別徴収されない人は、7月から毎月末を納期として全9期で納める普通徴収(口座振替または納入通知書で納付)となります。

<普通徴収の納期>

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

**保険料の納付が困難なときは、
ご相談ください!**

納期限を過ぎると、督促状を発行します。それでも納付されない場合は、通常の保険証より有効期間が短い「短期被保険者証」を交付します。

納期限内の納付が困難なときは、市民課医療年金グループへご相談ください。

年に1回

後期高齢者健康診査を受診しましょう

～生活習慣病の早期発見や介護予防のために～

後期高齢者健康診査の受診券を、三重県後期高齢者医療広域連合から順次送付しています。

受診券送付スケジュール

- 4月末時点の被保険者…6月下旬に送付済み
- 5月～7月中に被保険者になる人…8月下旬に送付
- 8月中に被保険者になる人⇒9月下旬に送付

対象者

平成30年8月31日までに被保険者になる人

受診期間 平成30年7月～11月

受診方法 受診券が届いた後、同封の健診案内などを確認の上、医療機関へお申し込みください。

自己負担額 住民税課税世帯の人…500円
住民税非課税世帯の人…200円



問合せ 市民課医療年金グループ(☎84-5005)、三重県後期高齢者医療広域連合(☎059-221-6883)

入院時の食事代・居住費の変更 高額療養費の自己負担限度額の変更



後期高齢者医療被保険者の入院時の食事代・居住費の変更

今回の変更の対象となる人
後期高齢者医療被保険者

入院したときの食事代(食事療養標準負担額)、療養病床に入院したときの居住費(生活療養標準負担額)が次のとおり変更となりました。

一般病床に入院したとき

適用区分		1食当たりの食事代
現役並み所得者 課税所得145万円以上	一般 課税所得145万円未満	<平成30年4月～> 460円 ※① ※変更前は360円
低所得Ⅱ 住民税非課税		
低所得Ⅱ 住民税非課税	過去12カ月の入院日数が90日以内	210円
	過去12カ月の入院日数が90日超 (長期入院該当)	160円
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)		100円

※① 指定難病患者、一定期間精神病床に入院中などの人は、260円の場合もあります。

療養病床に入院したとき

●入院医療の必要性が低い人

適用区分	1食当たりの食事代	1日当たりの居住費
現役並み所得者 課税所得145万円以上	460円 ※①	<平成29年10月～> 370円 ※変更前は320円
一般 課税所得145万円未満		
低所得Ⅱ 住民税非課税	210円	
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)	130円	0円
老齢福祉年金受給者	100円	

※① 保険医療機関の施設基準などにより、420円の場合もあります。

●入院医療の必要性が高い人

適用区分	1食当たりの食事代	1日当たりの居住費 ※①
現役並み所得者 課税所得145万円以上	<平成30年4月～> 460円 ※② ※変更前は360円	<平成30年4月～> 370円 ※変更前は200円
一般 課税所得145万円未満		
低所得Ⅱ 住民税非課税	210円	
	160円	
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)	100円	

※① 指定難病患者、老齢福祉年金受給者は0円です。

※② 指定難病患者、一定期間精神病床に入院中などの人は、260円の場合もあります。

※③ 長期入院該当の認定を受けている「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に表示した場合

70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変更

今回の変更の対象となる人

70歳以上の人

65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している人も対象

※70歳以上の低所得者、70歳未満の人は対象外

高額療養費制度は、1カ月に支払った保険診療の医療費が高額となり、個人または世帯の所得に応じて決められた自己負担限度額を超えた場合に、その上限を超えて支払った金額を払い戻す制度です。

今回の高額療養費制度の変更により、平成30年8月から自己負担限度額が次のとおり変更となります。

<平成30年7月までの上限額(70歳以上)>

適用区分	月単位の自己負担限度額		医療機関などの窓口で提示が必要なもの
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み所得者 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% [多数回該当の場合44,400円 ※①]	健康保険証 高齢受給者証
一般 課税所得145万円未満	14,000円 年間上限額 ※② 144,000円	57,600円 [多数回該当の場合44,400円 ※①]	
低所得Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円	健康保険証 高齢受給者証 限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)		15,000円	

<平成30年8月からの上限額(70歳以上)>

適用区分	月単位の自己負担限度額		医療機関などの窓口で提示が必要なもの
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% [多数回該当の場合140,100円 ※①]		健康保険証 高齢受給者証
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% [多数回該当の場合93,000円 ※①]		
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数回該当の場合44,400円 ※①]		健康保険証 高齢受給者証 限度額適用認定証 ※③
一般 課税所得145万円未満	18,000円 年間上限額 ※② 144,000円	57,600円 [多数回該当の場合44,400円 ※①]	健康保険証 高齢受給者証
低所得Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円	健康保険証 高齢受給者証 限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)		15,000円	

新たに提示が必要になりました

※① 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がる

※② 1年間(8月～翌年7月)の外来(個人ごと)の自己負担額の合算額に、年間144,000円の上限あり

※③ 平成30年8月以降、適用区分が「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」で、ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性のある人は、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。医療機関などで提示されない場合、支払い額が高額になる場合があります(その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することは可)。

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請について

「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の交付を事前に申請し、医療機関などに提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

●医療費の支払いが高額になる見込みの人は、市民課(市役所1階)で申請してください。

●「限度額適用認定証」などの有効期限は、毎年7月31日です。すでにお持ちで、引き続き必要な人は、更新申請をしてください。

申請・更新申請に必要なもの

- ▷ 国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者証
- ▷ 運転免許証などの本人確認書類
- ▷ マイナンバー確認書類
- ▷ 印鑑
- ▷ 限度額適用認定証など(前年に交付を受けた人)

※申請・更新申請の手続きは郵送でもできます。

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に未納があるときは、交付できない場合があります。



乗合タクシー利用者のための 事前登録説明会を開催します

今年10月から運行を開始する乗合タクシーの利用者を対象にした事前登録説明会を開催します。乗合タクシーを利用しようと考えている人など、まずはお気軽にご参加ください。

問合せ先 産業振興課商工業・地域交通グループ (☎84-5049)

説明会の内容

- ▷乗合タクシーの制度や利用方法の説明
- ▷利用者登録申込書の記入方法の説明
- ※乗合タクシーの利用者登録を希望される人は、説明会当日に会場で申し込むことができます。

対象者

乗合タクシーを利用しようと考えている人、またはその家族や関係者など

乗合タクシーの利用対象者

亀山市民で、運行車両への乗り降りに介助などが必要なく、次のいずれかに該当し、事前に利用者登録をされた人

- ①満65歳以上満75歳未満で4輪運転免許がない人
- ②満75歳以上の人
- ③4輪運転免許を自主返納した人
- ④心身のな理由で4輪運転免許を取得できない人
- ⑤心身のな理由で自動車を運転できない人

持ち物

乗合タクシーの利用者登録を希望される人は、本人確認ができる証明書類をご持参ください。

※本人確認ができる証明書類とは、公的機関が発行した顔写真入りの証明書類1つ以上、または顔写真入りでない証明書類2つ以上となります。

説明会参加費・利用者登録をされる場合の費用

無料(事前の申し込みなどは不要)

その他

- ▷乗合タクシーの利用者登録をされる人は、「亀山市乗合タクシー利用カード」用の顔写真を撮影させていただきます。
- ▷いずれの会場でも説明内容は同じです。ご都合のよい会場へお越しください。
- ▷9月10日(月)以降、市役所、関支所、あいあいで、随時、利用者登録の申し込みができます。



8月の説明会開催日程

とき	時間	ところ
20日 (月)	10:00～12:00	川崎地区コミュニティセンター
	14:00～16:00	昼生地区コミュニティセンター
21日 (火)	10:00～12:00	神辺地区コミュニティセンター
	14:00～16:00	野登地区コミュニティセンター
22日 (水)	10:00～12:00	市役所3階大会議室
	15:00～17:00	関支所3階大会議室
23日 (木)	10:00～12:00	林業総合センター(加太出張所)
	14:00～16:00	野村地区コミュニティセンター
24日 (金)	10:00～12:00	城西地区コミュニティセンター
	14:00～16:00	城東地区コミュニティセンター
27日 (月)	10:00～12:00	城北地区コミュニティセンター
	14:00～16:00	白川地区北コミュニティセンター
28日 (火)	10:00～12:00	御幸地区コミュニティセンター
	14:00～16:00	本町地区コミュニティセンター
29日 (水)	10:00～12:00	あいあい2階大会議室
	14:00～16:00	林業総合センター(加太出張所)
30日 (木)	10:00～12:00	井田川地区南コミュニティセンター
	14:00～16:00	井田川地区北コミュニティセンター
31日 (金)	10:00～12:00	北東地区コミュニティセンター
	14:00～16:00	東部地区コミュニティセンター

9月の説明会開催日程

とき	時間	ところ
2日 (日)	10:00～12:00	関支所3階大会議室 (日曜日説明会)
3日 (月)	10:00～12:00	市役所3階理事者控室
	14:00～16:00	関支所3階大会議室
4日 (火)	10:00～12:00	天神・和賀地区コミュニティセンター
	14:00～16:00	関町北部ふれあい交流センター
5日 (水)	10:00～12:00	あいあい2階大会議室
	14:00～16:00	林業総合センター(加太出張所)
6日 (木)	10:00～12:00	南部地区コミュニティセンター
	14:00～16:00	関南部地区コミュニティセンター
7日 (金)	10:00～12:00	関文化交流センター
	14:00～16:00	鈴鹿馬子倶会館
9日 (日)	10:00～12:00	市役所3階理事者控室 (日曜日説明会)

応援します！あなたの創業

～ 夢とアイデアをカタチに ～

問合せ 産業振興課商工業・地域交通グループ (☎84-5049)

応援
その1

創業セミナー「亀山創業塾」第6期生募集！

市内で創業、第二創業(後継者などが業態転換や新規事業に進出)をお考えの人や、創業して間もない人を対象に、創業セミナー『亀山創業塾』を開講します。

創業の基礎となるマーケティングやビジネスプランの作り方などを中心とした4回シリーズのセミナーです。

とき 9月2日(日)、9日(日)、17日(祝)、24日(振休)

※いずれも午後1時～5時

ところ 亀山商工会館(東御幸町39-8)

メイン講師 (株)アーリー・バード 代表取締役 三田泰久さん

定員 20人(先着順)

参加費 無料

申込期限 8月17日(金)

申込方法 亀山商工会議所(☎82-1331)へ電話または直接お申し込みください。

このような思いを持っている人は、ぜひ、ご参加ください。

- ◎起業したいけど、どうしたら…
- ◎経営の基礎知識を1から学びたい
- ◎商品の販売販促ノウハウが知りたい
- ◎同じ志を持った仲間がほしい

応援
その2

創業支援ネットワーク「カメヤマ創業アシスト」

地域の創業支援機関が連携して市内での創業を支援します！

支援内容

- ▷ 亀山商工会議所内に総合的な相談窓口を設置
- ▷ 支援機関による専門的な支援
- ▷ 創業後も継続して、経営をバックアップ

問合せ先

「カメヤマ創業アシスト」事務局
(亀山商工会議所内 ☎82-1331)

亀山市

- ◇ 創業相談窓口を設置
- ◇ 創業セミナーを開講

三重県社会保険
労務士会

- ◇ 創業相談

亀山商工会議所 (カメヤマ創業アシスト事務局)

- ◇ ワンストップ創業相談窓口を設置
- ◇ セミナーや相談会の開催
- ◇ 支援機関との連携による継続的な創業相談

(株)日本政策金融公庫
(四日市支店)

- ◇ 創業(融資)相談

三重県信用保証協会

- ◇ 創業(融資)相談

創業者

中小企業経営力強化法に基づく
経営革新等支援機関

- ・ (公財) 三重県産業支援センター
- ・ 民間金融機関
- ・ 中小企業診断士
- ・ 税理士 / 公認会計士 / 弁護士

応援
その3

創業資金繰り支援制度

◆ 創業資金融資の保証料を補給

対象者 「三重県創業・再挑戦アシスト資金融資」を受けて市内で創業する人など

補給額 融資にかかる信用保証料の全額(上限額15万円)

◆ 創業資金融資の支払い利子を補給

対象者 (株)日本政策金融公庫の創業資金融資を受けて市内で創業する人など

補給率 年1.0%以内

補給期間 36カ月以内

※補給対象となる融資や申請方法など詳しくは、産業振興課商工業・地域交通グループへお問い合わせください。





もよおし

夏休みの楽しい思い出づくり！ 第3回 サマーフォレスト in やまびこ

産業振興課森林林業グループ
(☎84-5068)

8月11日は「山の日」です。山の日に、自然豊かな亀山森林公園「やまびこ」で、森林と木材に触れあい楽しく遊びましょう！

とき 8月11日(祝)
午前10時～午後2時
(小雨決行)

ところ 亀山森林公園「やまびこ」
(加太梶ヶ坂3787-6)

内容 木を使ったペンダント作り、ぶんぶんごま作り、樹名板作り、丸太切り体験、ウッドバーニング(木製のマウスパッド・スプーン)など

対象者 小学生以下の子ども(未就学児を含む)とその保護者

参加費 無料

※申し込みは不要です。

持ち物など 飲み物、タオル、帽子、動きやすい服装

駐車場 加太小学校グラウンド

当日の問合先 ☎090-7699-4011



出張入会説明会

(公社)亀山市シルバー人材センター
(☎82-8512)

働く意欲のある人、豊富な経験と知識を(公社)亀山市シルバー人材センターに入会して活かしませんか？今回は、出張しての入会説明会を開催します。

とき 7月26日(木)
午前10時～正午

ところ 井田川地区南コミュニティセンター

対象者 市内在住の60歳以上の人
※申し込みは不要です。

亀山QOL健康セミナー ～健康セミナーに参加してみよう～

(公社)亀山市シルバー人材センター
(☎96-8641)

とき 7月27日(金)
午後1時～3時

ところ あいあい2階大会議室

健康セミナーの内容

▷外用薬について

▷高齢者の食生活の特徴と低栄養対策について

対象者 健康寿命の延伸に関心のある人、亀山QOL未病倶楽部会員など

参加費 無料

※申し込みは不要です。

市民水泳・水遊び大会

亀山市水泳協会事務局
(亀山西小学校 豊田 ☎82-0139)

とき 8月25日(土)
午後1時30分～4時30分

ところ 西野公園プール

内容

①水遊び大会…宝さがし、手こぎポート

②記録に挑戦…自由形・平泳ぎ・背泳ぎ・バタフライ(25m・50m)、リレー(4人で25mずつ)

③目指せ！25m…25m完泳を目標にして練習

※②③はいずれか1つに参加可

対象者 小学生以上で、市内に在住または在勤する人

参加費 無料

申込期限 8月6日(月)

申込方法 西野公園プール、タートルワークアウト、カメラマスポーツ、^{だるま}達磨写真館、フォトスタジオフェリーチェにある申込書に必要事項を記入の上、上記のいずれかへお申し込みください。

その他

▷事故の場合は応急処置を行いますが、責任は負いません。

▷基礎疾患(てんかんなど)が心配される場合は保護者が同伴

▷天気による大会実施の有無は、当日午後0時45分を過ぎてから、西野公園プール(☎82-9114)へお問い合わせください。



お知らせ

亀山市納涼大会の開催に伴う施設閉館時間の変更

市立図書館(☎82-0542)

歴史博物館(☎83-3000)

亀山市納涼大会の開催(中止の場合を含む)に伴い、次のとおり閉館時間を変更します。

市立図書館・歴史博物館

8月4日(土)は午後3時に閉館

亀山市議会議員選挙 立候補予定者事前説明会

平成30年10月31日任期満了に伴う亀山市議会議員選挙は、10月21日(日)に告示(立候補届出日)され、10月28日(日)に投票が行われます。

選挙管理委員会では、この選挙への立候補予定者を対象に事前説明会を開催します。

立候補予定者または代理の人は、印鑑を持参の上、必ず出席してください。

また、選挙公営、収支報告などの経理内容も説明しますので、実際に担当する人も出席してください。なお、出席者は1候補につき3人以内でお願いします。

とき

8月30日(木)
午後1時30分～

ところ

市役所3階委員会室

問合先

選挙管理委員会事務局
選挙管理グループ
(☎84-5017)

受講者募集

あなたの育児経験や仕事経験を活かしてみませんか？

子育て支援員研修

子育て支援員研修は、ファミリー・サポート・センター、保育所の一時預かり、小規模保育所、事業所内保育所などで、地域のニーズに応じた子育てを支援する人材を育てることを目的とした全国共通の研修制度です。

保育や子育て支援などの仕事に関心のある皆さん、研修に参加して、ファミリー・サポート・センターなどで活躍してみませんか？



【各支援員として活動ができるために受講が必要な研修科目】

(ファ)…ファミリー・サポート・センター援助会員

(一時)…一時預かり事業の支援員

(地域)…地域型保育事業の支援員

研修の全課程を修了すると、全国で通用する『子育て支援員研修修了証書』を交付します

※次の事業の支援員として活動ができます。

▷ファミリー・サポート・センター援助会員

▷一時預かり事業の支援員

▷地域型保育事業の支援員

※本研修は、受講修了者を「子育て支援員」に認定するものであり、修了後の雇用先を紹介または保証するものではありません。

※やむを得ない理由により一部の科目しか履修できなかった場合は、「一部科目修了証書」を交付することができます。

月 日 右表のとおり

※一時預かり事業の支援員、地域型保育事業の支援員の受講者は、研修とは別に事業所での実習が1日必要

時 間 午前10時～午後4時

※9月3日(月)、13日(木)の開始は午前9時30分

※9月18日(火)、20日(木)、27日(木)の終了は午後4時30分

と ころ あいあい2階研修室など

対 象 地域での子育て支援の仕事に関心のある人

受 講 料 無料

託 児 5人(先着順・要予約)

※研修日は無料、実習日(1日)は500円/人

申 込 期 限 8月18日(土)

申 込 方 法

子育て支援「かめのこ」へ直接お越しください。

申込・問合せ先

子育て支援「かめのこ」(☎82-9755)

亀山児童センター(東御幸町69-5)2階
(市文化会館東隣)

※受付は火～土曜日 午前9時～午後6時

月日	研修科目	ファ	一時	地域
9/3 (月)	開講式	○	○	○
	子ども・子育て家庭の現状	○	○	○
	子ども家庭福祉	○	○	○
	対人援助の価値と倫理	○	○	○
9/6 (木)	児童虐待と社会的養護	○	○	○
	子どもの障害	○	○	○
	特別に配慮を要する子どもへの対応	○	○	○
9/11 (火)	総合演習	○	○	○
	地域保育における保護者への対応	○	○	○
9/13 (木)	安全の確保とリスクマネジメント	○	○	○
	保育者の職業倫理と配慮事項	○	○	○
	子どもの発達	○	○	○
9/18 (火)	保育の原理	○	○	○
	心肺蘇生法	○	○	○
	乳幼児の発達と心理	○	○	○
9/20 (木)	地域保育の環境整備	○	○	○
	乳幼児の食事と栄養	○	○	○
	小児保健Ⅰ	○	○	○
9/25 (火)	小児保健Ⅱ	○	○	○
	一時預かり事業の概要		○	
	一時預かり事業の運営		○	
	一時預かり事業の保育内容		○	
9/27 (木)	見学実習オリエンテーション		○	
	地域型保育の概要			○
	地域型保育の運営			○
	地域型保育の保育内容			○
	見学実習オリエンテーション			○
10/1 (月)	演習		○	○
	ファミリー・サポート・センターの援助内容	○		
	ファミリー・サポート・センターの概要	○		
10/4 (木)	援助活動の実際	○		
	グループ討議	○	○	○
	実施自治体の制度について	○	○	○
	閉講式	○	○	○



水道メーターの取り替え

上水道課上水道管理グループ
(☎97-0621)

市では、市指定給水装置工事事業者に委託して、検定有効期間の満了が近い水道メーターの取り替えを行っています。平成30年度に取替対象となる家庭には「使用水量のお知らせ」にメーター取替対象と印字しますのでご確認ください。※取り替えは平成31年3月まで順次予定しています。

直近の取替期間

7月24日(火)～30日(月)

※メーターの使用期限は蓋の内側で確認でき、約1年前から取替対象になります。

※不在時でも取り替える場合があります。メーターの周りに物を置かないなど、ご協力をお願いします。

※メーターの取替作業後は、一時的に濁りや空気などが出ることがありますのでご注意ください。



各種検診・教室

あいあいトレーニング室 利用説明会

長寿健康課健康づくりグループ
(☎84-3316)

とき

▷8月1日(水) 午後2時～3時

▷8月28日(火) 午前11時～正午

ところ

あいあい1階トレーニング室

スタッフ 健康運動指導士など

対象者 市内に住所を有する人
(中学生以下は除く)

定員 各回5人(先着順)

参加費 無料

持ち物など タオル、室内用トレーニングシューズ、動きやすい服装

申込開始日 7月18日(水)

申込方法 長寿健康課健康づくりグループへ電話または直接お申し込みください。

その他 中学生以下の子ども同伴での利用はできません。

あいあいトレーニング室 ミニ運動講座

長寿健康課健康づくりグループ
(☎84-3316)

トレーニング室で、簡単にできる運動のミニ講座を行います。

肩こり・腰痛でお悩みの人向けに、簡単な体操やストレッチを実施します。ぜひ、ご参加ください。

とき

▷8月22日(水) 午後2時30分～
…肩こり・腰痛改善エクササイズ①

▷8月29日(水) 午前10時30分～
…肩こり・腰痛改善エクササイズ②

※各回20分程度

ところ

あいあい1階トレーニング室

スタッフ 健康運動指導士など

対象者 市内に住所を有する人
(中学生以下は除く)

定員 各回5人(先着順)

参加費 無料

※申し込みは不要です。

持ち物など タオル、室内用トレーニングシューズ、動きやすい服装
その他 中学生以下の子ども同伴での利用はできません。

パパ・ママ教室 パパになる準備できていますか?

長寿健康課健康づくりグループ
(☎84-3316)

とき 8月22日(水)

午後1時30分～3時

ところ あいあい1階集団指導室

内容 沐浴実習、妊婦体験(妊婦シミュレーターの着用など)

対象者 市内に住所を有する妊婦とその夫

定員 12組24人(先着順)

参加費 無料

持ち物 母子健康手帳、バスタオル2枚、フェイスタオル1枚、ビニール袋(ぬれたタオルを入れるため)、筆記用具

申込開始日 7月18日(水)

申込方法 長寿健康課健康づくりグループへ電話または直接お申し込みください。

※申込時の簡単な質問にご協力ください。



年金だより

離婚時の年金分割について

市民課医療年金グループ(☎84-5005)、日本年金機構津年金事務所(☎059-228-9112)

離婚等をした際に一定の条件を満たしていれば、婚姻期間中の厚生年金納付記録を分割して、それぞれ自分の年金にする制度があります。

分割方法には、「合意分割制度」(平成19年4月施行)と「3号分割制度」(平成20年4月施行)があり、その割合は法律で定める範囲内で決めることとされています。

年金分割に関する相談・手続きは、津年金事務所へお問い合わせください(市役所では相談・手続きはできません)。

離婚時の年金分割ができない場合

- ▷離婚等をした日の翌日から2年を経過している
- ▷離婚等をした後に相手が死亡し、1カ月を経過している。

●日本年金機構ホームページ

URL <http://www.nenkin.go.jp/>

はしかにならないために！

麻しん・風しん(MR)の 予防接種を受けましょう

麻しん・風しんは感染力が強く、人から人へ感染する病気です。麻しん(はしか)は、今春から沖縄県をはじめ各地で流行していますので、定期予防接種の対象者は忘れずに接種してください。なお、定期予防接種の期間内に接種できなかった場合は、任意予防接種の費用助成もありますのでご活用ください。



問合せ先

長寿健康課健康づくりグループ
(☎84-3316)

麻しん・風しん(MR)の予防接種は、
1歳になったら1回、
小学校入学前の1年間にもう1回。

定期予防接種の期間内に
接種できなかった場合は、
任意予防接種の費用助成があります。

●平成30年度の定期予防接種対象者

第1期 (1回目)	1歳～2歳未満
第2期 (2回目)	平成24年4月2日～ 平成25年4月1日生まれの人 ※対象期間は平成31年3月31日(日)まで

接種方法 県内の各医療機関へ予約してください。
※県外で接種する場合は、助成制度がありますので、接種前に長寿健康課健康づくりグループへご連絡ください。

接種料金 無料

持ち物 母子健康手帳、予診票、健康保険証、外国人は在留カード(特別永住者証明書でも可)

その他 予診票をお持ちでない場合は、母子健康手帳を持参の上、健康づくりグループへお越しください。

※詳しくは、個人通知や出生届提出時にお渡しした「赤ちゃんすくすく」の予防接種の案内をご覧ください。

●任意予防接種の費用助成対象者 (定期予防接種の未接種者)

市では、市内に住所を有する次の対象者に費用の助成を行っています。
※接種費用は、接種医療機関に確認してください。

第1期 未接種者	満2歳以上2期の対象となる前日まで の人で、1期が未接種の人
第2期 未接種者	平成23年4月2日～ 平成24年4月1日生まれで、 2期が未接種の人

助成対象となる接種期間

平成31年3月29日(金)まで
助成申請期間 平成31年3月29日(金)まで
実施医療機関 県外医療機関を含む実施医療機関
▷市内で接種する場合(助成金の申請は不要)
接種料金から助成額を差し引いてお支払いください。
▷市外で接種する場合
申請書などの必要書類をお渡ししますので、接種前に健康づくりグループへご連絡ください。

麻しん(はしか)への十分な免疫を持つためには2回の接種が必要です

麻しんは、感染力が強く空気感染するため、手洗い、マスクのみでは予防できません。麻しんに対する免疫を持っていない人が、感染している人に接すると、ほぼ100%感染します。

かかった場合の主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があり、ときには死に至ることもあります。

このように感染力の強い病気ですが、2回の予防接種によって、予防接種を受けた人の約95%以上が免疫を獲得でき、病気を予防できると言われています。



高齢者向けタブレット教室 ～楽しくインターネットを 学びませんか?～

(公社)亀山市シルバー人材センター
(☎96-8641)



タブレット端末の基本操作、検索方法、アプリの追加、地図の使い方、動画や写真など、同世代のシニア講師がゆっくり丁寧にお教えます。
とき 8月2日(木)、9日(木)、23日(木)、30日(木)、9月6日(木)
(計5回)

※いずれも午前10時～11時30分
ところ (公社)亀山市シルバー人材センター(東町一丁目1-7)

対象者 高齢者でインターネットに関心のある人

定員 10人(先着順)

参加費 1,500円(5回分)
(テキスト代含む)

※講習用タブレットは、主催者側で用意します。

申込方法 (公社)亀山市シルバー人材センターへ電話または直接お申し込みください。

加太いきいき教室 ～介護予防に関する講話や 体操、レクリエーションなど～

華旺寿在宅介護支援センター
(☎96-3131)

とき 8月21日(火)
午後1時30分～3時

ところ 林業総合センター

内容 前半は介護予防体操、後半は講話やレクリエーションなど

対象者 おおむね65歳以上の人

参加費 無料

※申し込みは不要です。

持ち物など 飲み物、タオル、上履き、動きやすい服装

関いきいき教室 ～介護予防に関する講話や 体操、レクリエーションなど～

華旺寿在宅介護支援センター
(☎96-3131)

とき 8月の毎週火曜日
▷8月7日、21日…リラックス体操
▷8月14日、28日…アクティブ体操

※いずれも午前10時～11時30分

※1人につき月2回まで参加可

ところ 健康づくり関センター

内容 前半は介護予防体操、後半は週によって講話やレクリエーションなど

対象者 おおむね65歳以上の人

参加費 無料

※申し込みは不要です。

持ち物など 飲み物、タオル、動きやすい服装



●西野公園体育館 (☎82-1144)

曜日	午前	午後	夜間
月	卓球、 バドミントン、 バスケットボール、 ソフトバレー		テニス
火			バドミントン
水			バスケットボール ハンドボール
木			バドミントン
金			卓球、バドミントン
土			卓球、バドミントン
日			バスケットボール

個人使用デー 8月は無し

●東野公園体育館 (☎83-1888)

曜日	午前	午後	夜間
月	卓球、 バドミントン、 バスケットボール、 ソフトバレー、 ニュースポーツ、 バレーボール		卓球、ニュースポーツ、バドミントン
火			バドミントン ソフトバレー
水			バスケットボール
木			バスケットボール バレーボール
金			卓球、バドミントン
土			バスケットボール
日			卓球、バドミントン

個人使用デー 8月6日(月)～10日(金)

<施設利用時間>

午前	9:00～12:30 (12:00)
午後	13:00～17:30 (17:00)
夜間	18:00～21:30

※()は関B&G海洋センターのプール

<施設利用料金>

一般	100円(200円)
中学生以下	50円(無料)

※()は関B&G海洋センターのプール

●関B&G海洋センター(☎96-1010)

体育館 曜日ごとの競技種目の限定はありません。

個人使用デー 毎週水曜日

プール スイミングキャップの着用をお願いします(貸し出しは行っていません)。小学3年生以下の児童が泳ぐ時は保護者の付き添いが必要です。

個人使用デーは、団体の専用予約が入りません。それ以外の日は、専用予約が入ると個人使用ができませんので、事前に各施設へお問い合わせください。



募 集

保健師または助産師 (非常勤職員)の募集

長寿健康課健康づくりグループ
(☎84-3316)

募集人数 1人

業務内容 健康相談・指導、健康教室や訪問の実施、窓口対応、パソコン・事務作業など

応募資格 次のすべてに該当する人

- ▷保健師または助産師の資格を取得または取得見込みの人
- ▷普通自動車運転免許(AT限定可)取得者で、自ら運転して訪問などができる人
- ▷パソコン操作(システム入力、エクセル・ワードなど)ができる人

任用期間
任用日～平成31年3月31日

勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(業務内容の都合で時間外勤務の場合あり)

勤務日数 週5日(原則として土日曜日、祝日は休み)

勤務場所 あいあい

賃 金 時間給1,250円

通勤手当
通勤距離区分に応じて支給

社会保険など 健康保険、厚生年金保険、雇用保険

募集期限 8月10日(金)

応募方法 長寿健康課健康づくりグループへ電話連絡の上、履歴書を持参してください。

集団検診(がん総合検診) 2次募集のお知らせ

長寿健康課健康づくりグループ
(☎84-3316)

検診種類 胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・肝炎ウイルス検診、健康診査

申込開始日時
7月25日(水)午前8時30分～

申込方法 長寿健康課健康づくりグループへ電話または直接お申込みください。

※定員になり次第、締め切ります。
 ※募集日程など詳しくは、申込開始日以降に、健康づくりグループへお問い合わせください。

自衛官募集

自衛隊四日市地域事務所
(☎059-351-1723)

防衛省では、次のとおり自衛官の採用試験を行います。

※応募資格はいずれも平成31年4月1日時点の年齢

航空学生
 応募資格
 ▷海上自衛隊…高卒(見込み含む)23歳未満の人

▷航空自衛隊…高卒(見込み含む)21歳未満の人

受付期限 9月7日(金)
 試験日

- ▷1次…9月17日(祝)
- ▷2次…10月15日(月)～21日(日)で、いずれか1日を指定
- ▷3次…11月17日(土)～12月20日(木)で、いずれか1日を指定

一般曹候補生
 応募資格 18歳以上27歳未満の人
 受付期限 9月7日(金)
 試験日

- ▷1次…9月21日(金)～23日(日)で、いずれか1日を指定
- ▷2次…10月12日(金)～17日(水)で、いずれか1日を指定

自衛官候補生
 応募資格 18歳以上27歳未満の人
 受付期間 年間を通じて受付
 試験日 受付時にお知らせ



7月13日(金)～19日(木)

- ウイークリーかめやま
- かめやま情報BOX
「高校生スポーツの祭典 インターハイ いよいよ開幕!」
- エンドコーナー「第三愛護園②」

7月20日(金)～26日(木)

- ウイークリーかめやま
- 特集「夢とアイデアをカタチに～亀山市の創業支援～」
- となりまち「い・こ・か」(甲賀市)「しがらき火まつり」
- エンドコーナー「亀山東幼稚園①」

※午前6時から午前0時まで、30分番組(文字情報を含む)を繰り返し放送しています。なお、放送内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。



平成30年 犯罪発生状況



5月末時点・亀山署管内 刑法犯(窃盗、詐欺、傷害など)認知状況

総数	江ヶ室交番	関交番	昼生駐在所	川崎駐在所	野登駐在所
117件(-44)	61件(-18)	34件(+3)	5件(-13)	11件(-4)	6件(-12)

※()内は前年同期比の増減数

亀山市内で自転車盗が多発中！自転車には2ロックを忘れずに！

●カギかけ1番

多くの自転車が、無施錠で盗難被害に遭っています。わずかな時間でも、自宅や学校でも、面倒がらずに**ロック!**

●ロックは2つ

自転車は、施錠方法が異なるカギを2種類以上使用しましょう。簡単に壊されないような頑丈なカギを選びましょう!

亀山地区防犯協会・亀山警察署(☎82-0110)



平成31年度 新入園児の募集

みずきが丘道伯幼稚園
(☎84-0220)

対象年齢

- ▷年長児…平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ
- ▷年中児…平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ
- ▷年少児…平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ
- ▷満3歳児…満3歳の誕生日から入園できます。

対象地域 市内全域(スクールバスによる送迎もします)

入園要項・願書の配布

8月2日(木)から、みずきが丘道伯幼稚園でお渡しします。

※郵送を希望する人は、みずきが丘道伯幼稚園へご連絡ください。

入園願書受付開始日 9月3日(月)

入園説明会

とき・内容 8月2日(木)

- ▷午前9時30分～10時30分…園開放
- ▷午前10時40分～11時40分…入園説明会



亀山市シティブロモーションサイト

子育てサポート関連、イベント案内など情報満載!

住めば、ゆうゆう。

住めば、ゆうゆう。 検索



※当事者間のトラブルについては、市は一切関与しません。

押し花&レカンフラワー作品展 ～草花に想いを託して～

押し花、レカンフラワーなど、アトリエののはなの仲間が1年間に新たに制作した作品を展示します。

また、体験会、チャリティー販売もあり、収益金は東日本大震災復興支援として寄付します。

とき 7月20日(金)～22日(日)
午前10時～午後7時

※22日(日)は午後5時まで

ところ 亀山エコタウン1階
正面ホール

問合せ先 アトリエののはな
(伊東 ☎059-230-1126)

戦争と平和を考えるパネル展

とき 7月23日(月)、24日(火)

※いずれも午前10時～午後5時

ところ 亀山エコタウン1階
正面ホール

内容 亀山列車銃撃事件と市内の戦争遺跡などのパネル展示

観覧料 無料

問合せ先 戦争遺跡に平和を学ぶ
亀山の会(川辺 ☎090-8954-1526)

平成30年度 昼生夏まつり

昼生地区の夏まつりを今年も開催します。皆さんの来場をお待ちしています。

とき 7月28日(土)
午後5時～8時

ところ 昼生小学校グラウンド

※雨天時は昼生小学校体育館

※駐車場あり

内容 灯おどり、トランペット演奏、飲食物等の模擬店、抽選会など

問合せ先 昼生地区まちづくり協議会事務局(☎82-9113)

ダンスに挑戦! 集まれキッズ ～ベリーダンス&盆踊り～

少しでもダンスに興味のある小学生の皆さん、ぜひ一緒にダンスを楽しみましょう!

初心者も大歓迎です。お気軽にご参加ください。

とき 7月29日(日)

午後1時30分～4時

ところ 市文化会館リハーサル室

対象者

ダンスに興味のある小学生

定員 10人(先着順)

参加費 500円(スポーツ保険料、お菓子代などを含む)

申込方法 電話で、または参加希望の小学生の住所、氏名、学年、連絡先を明記の上、Eメールでお申し込みください。

申込・問合せ先 ダンス・ダンス・ダンス(櫻井 ☎82-3623、奥出 ☒junmaime0214@yahoo.co.jp)

亀山ナンバーワン・神辺スポ少OB ナイターソフトボールに集まれ!

毎年恒例の亀山ナンバーワン・神辺スポ少OBによるナイターソフトボールを、今年も行います。

1人でも多くの参加を募りますので、友人などを誘ってぜひ会場へお越しください。

とき 8月11日(祝)

午後6時～

※雨天時は翌日12日(日)に順延

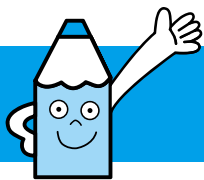
ところ 東野公園ソフトボール場

参加費 1人500円

※申し込みは不要です。

※当日、会場でお支払いください。

問合せ先 服部拓史(☎090-5858-7450)、豊田将吾、岩間大輝へお問い合わせください。



広報ガイド

8月

子育て支援センターの催し

亀山子育て支援センター ☎84-3314

ひよこくらぶ

8日(水)・22日(水) 10:30～11:00

マミーズおはなしボックス

17日(金) 10:30～11:00

おりがみだいすき

27日(月) 11:00～11:30

関子育て支援センター ☎96-0203

ぼっぼくらぶ

8日(水)・22日(水) 10:30～11:00

野登ルンビニ園支援センター「のんの」 ☎85-8030

遊ぼうデー「水遊びをしよう」

※雨天時「にじみ絵をしよう」

1日(水) 10:00～10:45

茶道講座 ※来館しての予約が必要

21日(火) 10:00～11:30

亀山愛児園「コスモス倶楽部」 ☎090-1566-1523

水遊びをしよう

3日(金)・7日(火) 10:30～11:30

読み聞かせの会

14日(火) 11:30～11:45

川崎愛児園「なぎの木」 ☎85-8018

水遊びを楽しもう

1日(水) 10:00～11:00

工作遊びをしてみよう

22日(水) 10:00～11:00

どれだけ大きくなったかな(身体測定)

29日(水) 10:00～11:00

保健だより

長寿健康課健康づくりグループ ☎84-3316

育児相談 ※母子健康手帳を持参

1日(水) 13:30～14:30 あいあい

1歳6カ月児健診 ※平成29年1月の出生児対象。受付時間は個人通知します。

23日(木) あいあい

3歳児健診 ※平成27年2月の出生児対象。受付時間は個人通知します。

9日(木) あいあい

各種相談

人権相談 人権擁護委員による相談	7日(火)	13:00～15:00	市役所1階市民対話室 ☎96-1223
	27日(月)	13:00～15:00	関支所1階応接室1 ☎96-1223
行政相談 行政に関わる意見、要望、困っていることなどの相談	9日(木)	13:00～15:00	市役所1階市民対話室 ☎84-5008
	15日(水)	13:00～15:00	関支所1階応接室1 ☎84-5008
法律相談 弁護士による相談。 予約制(1カ月前から受付)	17日(金)	13:30～15:50	市役所1階市民対話室 ☎84-5008
	30日(木)	13:00～16:30	市役所1階市民対話室 ☎84-5008
交通事故相談 専門相談員による相談。予約制 (1カ月前から8/21午前中まで受付) ※予約者がいない場合は開設しません。	22日(水)	13:30～15:30	市役所1階市民対話室 ☎84-5035
よろず人権相談 人権擁護委員による相談	16日(木)	13:00～15:00	あいあい1階個別相談室 ☎96-1223
心配ごと相談 生活上のあらゆる心配ごと、困りごと相談。予約制(当日申込可)	10日(金)	13:00～15:00	あいあい1階相談室2 ☎82-7985
	24日(金)		
心配ごと相談 (元公証人[弁護士]による法律相談) 相続、遺言、離婚、賃貸借等の法律相談。予約制(当日申込可)	10日(金)	13:00～15:00	あいあい1階個別相談室 ☎82-7985
	24日(金)		
社協による法律相談 成年後見、権利擁護に関する弁護士による相談。予約制(8/29午前中まで受付) ※予約者がいない場合は開設しません。	30日(木)	10:00～12:00	あいあい1階個別相談室 ☎82-7985
ボランティア相談 ボランティアによる相談	10日(金)	13:30～16:00	あいあい2階ボランティアルーム ☎82-7985
子ども医療相談 児童精神科医による相談	2日(木)	13:50～17:00	あいあい ☎83-2425
療育手帳の相談・判定 児童相談所職員による相談・判定	6日(月)	9:10～15:50	あいあい ☎83-2425
家庭児童相談 ※子ども虐待やDVなどを含む	月～金曜日 ※祝日は除く	9:00～17:00	あいあい ☎83-2425
無料住宅相談(偶数月開催) 増改築相談員による相談	16日(木)	13:00～16:00	あいあい ☎84-5038
青少年相談 ※二ートやひきこもりなど青少年の自立支援	月～金曜日 ※祝日は除く	9:00～17:00	青少年総合支援センター ☎82-6000
消費生活問題の相談 消費生活専門相談員による相談	月～金曜日 ※祝日は除く	9:00～16:00	鈴鹿亀山消費生活センター ☎059-375-7611



一次救急 当番医 8月

問合せ先 ☎82-1111(市役所代表)

※救急に関することは、三重県救急医療情報センター
(☎059-229-1199)へお問い合わせください。

●夜間時間外応急診療(日曜日・祝日は除く)

市内内科系医師と市立医療センターの当番制で、夜間時間外の一次応急診療を実施しています。

【診療時間】 午後7時30分～10時(受付時間:午後7時～9時30分)

日	医療機関名・所在地	電話番号	担当医師
1 水	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
2 木	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
3 金	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
4 土	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
6 月	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
7 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック アイリス町	84-3536	井上医師
8 水	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
9 木	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
10 金	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
13 月	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
14 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック アイリス町	84-3536	井上医師
15 水	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
16 木	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
17 金	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
18 土	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
20 月	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
21 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック アイリス町	84-3536	井上医師
22 水	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
23 木	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
24 金	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
25 土	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
27 月	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
28 火	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
29 水	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
30 木	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
31 金	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師

●日曜日・祝日の当番医

【診療時間】 午後1時～7時30分(受付:午後7時まで)

日	医療機関名・所在地	電話番号
5 日	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック アイリス町	84-3536
11 祝	服部クリニック 亀田町	83-2121
12 日	宮村産婦人科 本町三丁目	82-5151
19 日	亀山 腎・泌尿器科クリニック 栄町	83-0077
26 日	市立医療センター 亀田町	83-0990

お願い

- 夜間・休日などの当番医療機関は、急病に対するもので、担当医師の専門分野以外の症状には、対応できない場合があります。
- できるかぎり、昼間の診療時間内に受診しましょう。
- 担当医師や診療場所が変更となる場合がありますので、事前に電話で確認してから受診してください。
- 健康保険証、医療費受給者証(乳幼児医療など)、診療費、おくすり手帳(または服用している薬)を必ずお持ちください。

夜間時間外応急診療 参加医療機関の連絡先



- ・みえ呼吸嚔下リハビリクリニック(井上医師) ☎84-3536
- ・市立医療センター ☎83-0990

急な子どもの病気の 電話相談



<みえ子ども医療ダイヤル>

☎#8000 または ☎059-232-9955

(午後7時30分～翌朝8時)

※みえ子ども医療ダイヤルは、子どもの病気・薬・事故に関する電話相談です。診察や指示などの医療行為は行いません。

医療機関の照会



<三重県救急医療情報センター>

☎059-229-1199(終日)

※「今、診てもらえる医療機関」の案内を受けることができます。
※深夜などは、お問い合わせに対して最寄りの医療機関を紹介できない場合があります。